

事 務 連 絡
平成21年7月1日

各県立学校長 様
各教育機関の長 様
各教育事務所長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

島根県内での新型インフルエンザ発生について（通知）

本日、島根県内で新型インフルエンザ感染者が確認されました。「積極的疫学調査」により濃厚接触者の確認が行われていますが、現時点で学校への感染拡大につながるおそれはありません。

各公立学校等におかれては、平成21年6月22日付けで通知した「**県内発生期**」における**公立学校等の対応方針（改定版）**に基づき、冷静に対応してください。

なお、御参考までに、第3回島根県危機管理対策本部会議において教育委員会から報告した資料を添付しますので、参照ください。

事 務 連 絡
平成21年7月1日

各市町村教育委員会 教育長 様

島根県教育委員会危機管理対策本部

島根県内での新型インフルエンザ発生について（通知）

本日、島根県内で新型インフルエンザ感染者が確認されました。「積極的疫学調査」により濃厚接触者の確認が行われていますが、現時点で学校への感染拡大につながるおそれはありません。

各公立学校等におかれては、平成21年6月22日付けで通知した「**県内発生期**」における**公立学校等の対応方針（改定版）**に基づき、冷静に対応してください。

なお、御参考までに、第3回島根県危機管理対策本部会議において教育委員会から報告した資料を添付しますので、参照ください。

第3回危機管理対策本部会議 報告資料

平成21年7月1日
島根県教育委員会

1. 今回の感染事例は、帰国直後に発熱外来を受診されており、県内での行動範囲が極めて限定的であるため、学校への感染拡大につながるおそれはないと考えられる。したがって、学校の臨時休業措置は必要ないものと判断する。
2. なお、「県内発生期」における公立学校の対応方針については、6月19日の政府方針改定を受け、6月22日付けで関係機関へ改定版を通知した。
3. 具体的には、今後は、各学校長が、通常の季節性インフルエンザと同様の手続（学校医との相談など）により、臨時休業措置の内容（学級閉鎖、学年閉鎖又は休校、その期間）を決定することとし、急速な感染拡大のおそれがある場合には、保健所の判断により、必要に応じて臨時休業措置の内容を拡大することとした。
4. 国内の感染実態を見ても、学校での集団発生事例が散発しており、本県においても、学校における感染動向を的確に把握していくことが求められる。学校において、従来にも増して児童生徒の健康状態の把握に努めるとともに、学校と保健所との迅速な情報共有を徹底する必要があると考えている。
5. こうした観点から、学校と保健所との情報共有・連携の在り方等について学校現場の理解を深めるため、来週、7月6日(月)と7日(火)、東西2カ所で説明会を開催することとした。
 - (1) 日時 【東部会場】平成21年7月6日(月) 13:30~15:30
【西部会場】平成21年7月7日(火) 13:30~15:30
 - (2) 会場 【東部会場】松江合同庁舎 603・604会議室
【西部会場】浜田合同庁舎 2F大会議室
 - (3) 内容 ①「県内発生期」における公立学校等の対応方針（改定版）について
② 学校における「クラスターサーベイランス」（集団探知）について
③「学校欠席情報共有システム」について
 - (4) 参加者 県立学校及び市町村教育委員会の担当者